

岡山県地方独立行政法人評価委員会（第7回）の議事録

- 1 日 時 平成19年3月6日（火）15：30～17：20
- 2 場 所 県庁3F 第2会議室
- 3 出席委員 末長委員長、小川委員、黒田専門委員、中西専門委員
- 4 議題等

(1) 審議事項

業務方法書について  
役員の報酬等の支給基準について  
中期計画について  
その他

- 5 概要  
議事録の確認について  
了承

業務方法書案について  
了承

役員の報酬等の支給基準について

（事務局）前回の議論を踏まえ、年俸制がいいのではないかと考え、前回説明した予算枠（理事長16百万円、常務理事10百万円 計26百万円）を年俸上限額として設定させていただければと思っている。

理事長は現院長が就任予定であるが、常務理事については、従来は県の職員が退職派遣されることを想定して、月額40～50万円としていた。

しかし、今後、経営面から示唆いただける方の民間からの登用も考えた場合、1千万円程度は必要ではないか考え、その額を予算枠での年俸上限として設定した。それに伴って副理事長（副院長兼務で非常勤という形をとるので報酬は支給しない。副院長は職員給与で支給）についても、若干アップさせている。

役員の退職金については、年俸制としたことで規程を変更しているが、積算の考え方等は変わっていない。

県OB職員に対する退職金の支給についてであるが、前回、「県OBは再就職した場合、その団体での退職金は受け取らないと聞いており、支給しないことを明記した方がいいのでは」との意見をいただいたが、他の団体等に聞いたところ、自主的に辞退しているようで、規程等には明記されていないようである。当法人でも、同様の取り扱いとしたい。

委 員： 変更前後で支給額を比較するとどうなるのか。

（事務局）予算措置の額は同じだが、支給できる額（上限額）は、副理事長、常務理事については、変更後の方が多くなっている。

委 員： 県OB職員の退職金については、あえて規程には書かないで自主的に辞退することとすれば、他の団体等と同じ扱いになるということか。

委 員 長： この案で承認ということによろしいか。

（委員了承）

中期計画案について

〔はじめにの部分について〕

(病院)「はじめに」の部分については、いろいろ書き込めばいいのかもしれないが、簡潔で単純明快な方がいいだろうと思い、出来るだけ骨格だけに見てみた。

委員長： 非常にわかりやすい形だと思う。

〔運営費負担金等の算定ルールについて〕

委員： 「資本助成」と「料金助成」のいずれを選択するかについてだが、基本的には、「資本助成」は、いわば増資みたいなイメージ(資本助成というのは増資の会計処理であって、現金・預金が増えて剰余金が増える。)\「料金助成」というのは、運営費負担金を収益にあげる会計処理であろうと思う。

ただ難しいのが、運営費負担金を元金償還に充てるのか、利息償還に充てるのか、それとも資産を買いなさいよとあげるのか、そういうひもが付いているのかいないのかそのあたりが判断が難しい。

今用意されている資金計画、損益計算書なども、ちょっとさじ加減をかえるだけで、大きく変わってしまう。

資本助成というのは資本剰余金になるので、損が出た時に補填しにくい。ところが、料金助成だと利益という形で残るので、仮に翌期損が出た場合も、その利益で補填できるということになる。

そう考えると、おそらく運営上は料金助成という形の運営費負担金を出していただいた方が、たぶんやりやすいだろうと思う。

いずれにしても、総務省が出している文書に、このパターンが書いてあったので(「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(公営企業型版)Q78-3参照)、これが教科書どおりということだと思う。

しかし、私は、借入金のほとんどは建物だと思っている。県が元金償還に係る運営費負担金を出すということであれば、その対象となる借入金は建物部分だと思う。建物は減価償却する。そうすると費用が出るので、収益が出なくても費用は出るのだから、運営費負担金は料金助成とした方が、減価償却という費用に見合うと思う。移行前地方債償還金のほとんどが建物に対するものであれば、料金助成でいいのではと思っている。

(事務局)委員が発言したように「移行前地方債の元金償還金に充当される運営費負担金等を料金助成のための運営費負担金等とする。」とした場合、収支計画の値がどうなるかを試算をしているので、これから資料を配りたい。

(資料配付)

委員： 資本助成というのは、資本金が増える、増資するというイメージである。ところが料金助成は収益として処理するので営業収益の中の運営費負担金収益が543百万円増え、総利益、純利益がその分増える。結果として純利益は912百万円となる。大きい黒字に見えるが、5年間の合計額なので、1年あたりだと約180百万円である。

料金助成とした場合、純利益の912百万円は、どう使おうと自由とは言わないが、赤字の時にはこれで損失の補填が出来る。それから、中期計画に記載してあるので用途について使っていていいことになっている。

一方、資本助成にすると、用途が限定される。赤字が出た時でも簡単には使えない。

たぶん、今の収支計画案に記載されている運営費負担金の額は、県が出しうる最高、上限の数字だと思う。だったら、今後、減額など何があるかわからないので、利益として受け入れた方がいいのではないかと。

ただ、こうした会計処理をした場合、「こんなに儲かるの」と誤解を招

く恐れがあると思う。

委員長： 県はどちらでもよいのか。どちらを選択するかによって出すお金（運営費負担金）の額は変わらないのか。

（事務局）変わらない。

委員： 2つの違いは、運営費負担金等を病院側の会計処理で、増資とするか、補助金収入とするのかということである。

委員長： 補助金収入とした場合、繰り越しても税金は関係ないのか。

委員： 関係ない。金をあげ過ぎだったら、中期計画期間が終わった段階で、利益を県に返納するという選択肢もある。資本剰余金だったら返納することはない。県としても、利益としておいた方が、取り返す余地がある。料金助成の場合は、見た目には利益が出てしまう。運営費負担金を出し過ぎたという議論が出るかもしれない。波風立てないのであれば、資本助成とする方法もある。しかし、使い勝手が悪いだろうと思う。どっちがいいのか悩ましい。

（病院） 資本剰余金を損失補填に充てることは難しいことなのか。

委員： たぶんルールはあると思うが、資本金の取り崩し（減資）ということになるので、よほど法人として恥ずかしいことだと思う。

委員長： 資本を食いつぶしていくということだからね。

（事務局）この収支計画の収支の値については、地方公営企業会計基準のままで試算すれば、年間5～6千万円の黒字にすぎないと思う。しかも、これは、診療報酬点数、看護師の配置基準、薬価等が変わらないことが前提であり、もし、診療報酬点数が下がった場合には黒字が1～2千万円に減ることも考えられる。そういう状況で、見た目の資金が増えるのがいいのかどうか分からない、とは言える。

（事務局）また、9億円という利益は年間予算6億円を超えており、運営費負担金の減額ということも考えられる。

委員： 料金助成とした場合、利益の額を見てそうなる可能性はある。資本の部が増加だったら目立たないんだよね。料金助成を選択すると「儲かっているではないか。」ということと言われるかもしれない。損益計算書で表れるからそう言われる。増資したら目立たない。今は、借入の償還が減価償却よりも多いことからこうなると思うが、何年か経って、借入金の償還が減り減価償却が増えたら、逆の現象が起きるので、料金助成にした方が、ベターだと思っている。借入金の償還は早くて、減価償却は遅れて出るから、借入金の償還が終わった後も減価償却だけ出てくることがあると思う。そうなったら損益的にはマイナスがしばらく続く。今、先に収益補填しても最終的にはプラスマイナスゼロにはなると思う。減価償却のあるものについては、料金助成の方がいいと思う。

委員長： 減価償却は定額法か。

委員： 定額法だ。建物は結構長い。償還はたぶん20～30年で終わると思うが、減価償却の方は50～60年費用が出る。そのことを考えると、料金助成にしておいた方がいいと思う。

委員長： 料金助成の方が一般の人には分かりやすい話ではないか。

委員： 「途中で増資するのはおかしい」ということだ。分割増資、へんな話だ。そういう意図でもないのに、そういうことになってしまう。

(事務局) 会計基準上、収支計画に新しい区分を設けることは無理だと思うが、表外に注記で9億円の利益はこういうものですよと書くことはどうか。

そうしないと県の財政状況等からすれば、余剰金がある場合、5年後には全部返せと言われると思う。地方交付税の見直しにより、岡山県で1億8千万円くらい減るだろうと言われている。法人に約9億のお金があると言うことになれば、必要な時、必要な額は負担するから全部戻しなさいということになる。県のスタンスがそうなった場合には、見た目は9億だが、実質は3億程度しかないので、6億を借金しないといけないという状況になる。

委員： 注記は任意だから可能だと思う。建物取得借入金の償還見合金とか、そんな形で表記すれば、分かる人は分かると思う。

委員長： これは中期計画なので、病院から見てどう書くかということだと思うが、一方県から見た時に、県は地方独立行政法人に対して、何を補助すべきなのかということが、わかりやすいのはどういう処理なのか。どこを基準とするかということはあるが、必要以上に助成する必要はないわけで。

委員： 運営費負担金自体が、儲からない事業をやらせているというイメージの部分において補填するよということだと思う。だから県として政策医療、例えば児童・思春期対応などは赤字になると言われたが、そういう施設に対して借入金の返済原資を運営費負担金で負担しているということだ。そういう部分だと思っている。だったら、償却費だけ出して、収益は0なのだから、料金助成とした方がつじつまが合う。確かに資金的には借入金の償還資金として渡すんだけど、本質的には減価償却の見合いを渡しているんだというように思う。

委員長： 誤解しないのであれば、9億円の純利益が出たように見る料金助成の方がいいように思う。  
怖いのは9億円の利益があるのに、そんなに助成するのかと言われることだが。

委員： 利益が出るよりも、減価償却が遅いというタイムラグの問題であり、本当は、このタイムラグを調整できるように会計基準が改正されればいいのだが。例えばお金はもらっても前受けにするとか、いろんな方法がある。減価償却を上回る部分は、前受け運営費負担金という手はある。中期計画期間中はそれでいけるが、繰り越しが出来ないので、期間終了後に特別利益とするのかなあ。運営費負担金を資本勘定とするのはどうもすっきりしない。

これは独立行政法人にとっても悩ましい問題だった。結構利益が出ちゃうんですね。原因はこれなんです。だから資本の部に入れるというアイデアも分からないでもない。

(病院) 儲かってもないのに、儲かったように出してしまう。

委員： それがいやだったら資本の部の増資という形でもよい、それを選択するのは法人だよ、となっている。

委員長： 建物と借入金が一緒に法人に移っているから、これだけもらわないと資

金がショートする。

委員： 借入金を付けなきゃいいのに。資本金でくれればいい。どうせ運営費負担金で戻ってくる借入金なんて付けるなというのが、私の意見だ。

委員長： どの地方独立行政法人でも同じ取り扱いをするのか。

委員： 借入金がある場合は引き継ぎというのがルールだ。

(事務局) 実質の利益との差額を注記して説明するしか方法はないのか。

委員： その部分の運営費負担金収益は、建物借入金償還運営費負担金とか、もう少しいい言葉で、「こういう目的を持って収益処理し、臨時収益にあげるよ」というぐらいで。償却費が上回るまではそういう状況が続くということか。

(事務局) そこまで説明すれば分かりやすいかもしれない。

(事務局) 9億円のうち、そういう部分を含むと注記して、差し引いた額が実質の黒字ということで、2～3億円ということになる。

(事務局) 3億円程度であれば、1年では5～6千万円で企業会計の数値に近い。

(事務局) 今のまま推移すればそうなるが、一つ間違えれば5～6千万円も無くなって、赤字になることも考えられる。

(病院) 分かりやすい説明を書くしか方法はないのではないか。

(病院) 土地の購入費11億円だけを按分して資本助成に入れ、他は料金助成とするやり方が一番正直なやり方だと思うが。

委員： 按分して処理するのは難しいのではないか。

(事務局) 土地購入分、第1期、第2期分の建物、またそれに対する2/3助成とその他の率による助成等をアロケーションする必要があり、非常に難しい。起債1件ごとに計算したものを積み上げており、それに計算式を積み上げるのは大変な作業になる。

委員長： 見た目がどうだから、いいようにしておこうとかいう観点でやっているのと訳が分からなくなる。だから素直な格好で、シンプルにでないといけない。ここで料金助成にすると利益が出すぎて県民に理解されにくいことがあるが、地方独立行政法人の場合はこういう形になるところが多く出てくる。そうすると、ここに利益がたくさん出るからということ自体を気にする必要はなく、実態がはっきり分かるような形にしておけばいいと考えていくと、9億円が出るから少なくともできるかということは考えなくていいんじゃないかと。実態が分かり、経営をやっていくのに判断がきちり出来るのはどういうやり方をした方がいいのかと、そういうふうを考えていくべきではないか。当初は分からない人もいるかも知れないが、必ず理解してもらえる。  
そういう考えの中で、料金助成がいいのか、資本助成がいいのか。

委員： 理屈から言うと料金助成の方がいいと思う。運営面からもその方がベターだと思う。減価償却が遅れて出てきて、償還に対する助成を上回るようになると赤字になってしまう。資本助成にしてしまえば、はじめから減価償却分はマイナスになってしまう。

料金助成にした方が筋だろうし、独立行政法人も概ねこの方向でやられている。

(事務局) 料金助成とした場合、P9の注記の書き方は、すべての運営費負担金等が料金助成となるので、「運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。」とまとめて記載することでよいか。

委員： それでいいと思う

委員長： 注記の標題「運営費負担金等の算定ルール」というのは、いらぬのではないか。

委員： ただ一行、「運営費負担金等については、料金助成のためのものとする。」でよいと思う。

委員長： これは営業収益になるのか。

委員： 運営費負担金自体が現在も営業外収益にされている部分と、営業収益にされている部分とがある。

(事務局) 営業外収益にあがっているのは、償還金の利息に対する部分だ。

委員長： 償還金の元金に対する部分については、営業収益にしないとイケないということか。

委員： 確かに利息部分以外は、営業ということになる。

委員長： 借入金を返済したら、この(償還に対する)助成金がなくてもやっていけるということか。

委員： 資金的にはそういうことだ。ただし、損益的には収益で余分にあった部分が、(返済が終了し、運営費負担金が無くなると)収益が無くなり、減価償却だけが出るので、赤字になるということである。

だから償還の補填の料金助成の運営費負担金ということである。それを前倒してもらっているということだろう。

キャッシュフローの問題であり、資金がショートしないように借入金の償還に併せて運営費負担金で助成している。そのため損益的には収益が先行する。償還が終われば損益的には赤字になるので、貯めている利益で何とかする。

もしよろしければ、この部分は、私が県と協議しながら整理させてもらって、委員会には、報告了承をいただくということにさせていただけないか。

委員長： 早急に検討いただき、委員の皆さんに整理後の結果を報告いただくということで、この中期計画についてはよろしいか。

(委員了承)

委員長： 業務方法書、役員報酬基準、中期計画について、一部未確定な部分もあるが、了承を得られたということで、知事あてに意見書を提出することになるが、これからその意見書(案)を事務局より配布する。

(意見書(案)配布)

委員長： 中期計画の修正結果を確認後に、正式にこの意見書を添えて知事に提出

するということでしょうか。

(委員了承)

来年度のスケジュール等について  
来年度の評価委員会の業務とスケジュールを説明。

-----

(注記)

委員と事務局との協議とされた「運営費負担金等の算定ルールの取り扱い」については、協議の結果、「運営費負担金等については、すべて料金助成のための運営費負担金等とする」こととし、3月9日、委員長、各委員に報告了解を得た。